

地域経済の活性化と繁栄を応援します！

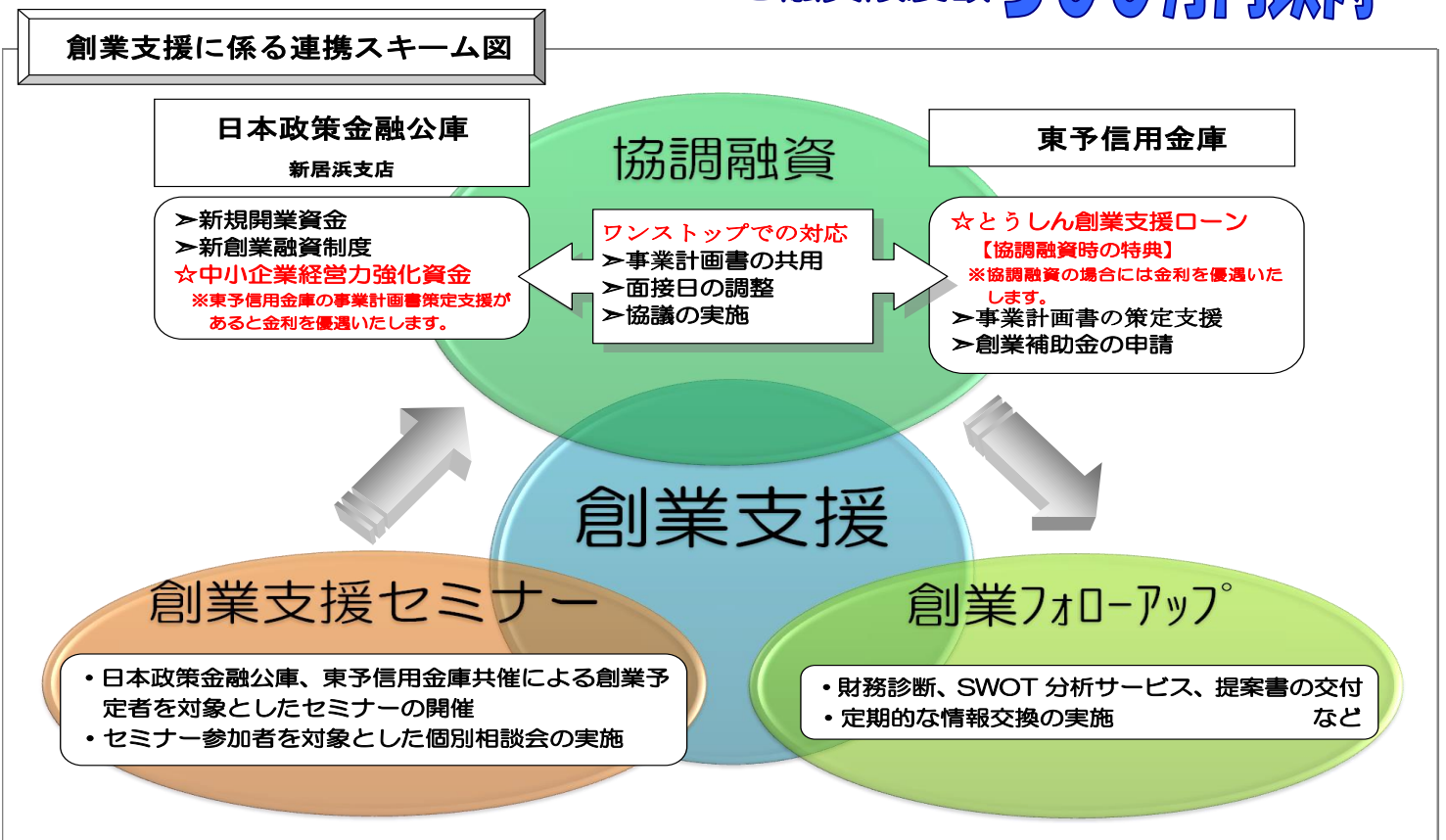
# とうしん創業支援ローン

事業開始から1年以内の方・新規事業を6ヶ月以内に創業予定の方

日本政策金融公庫との協調融資の場合0.5%の金利優遇！

ご利用期間 運転資金 7年以内 ・ 設備資金 10年以内

ご融資限度額 500万円以内



東予信用金庫と株式会社日本政策金融公庫新居浜支店が、創業期にあるお客様に対して、それぞれのニーズやステージに応じたクオリティーの高いサポートを連携して行います。大きな特徴としては、次の3点が挙げられます。

- ① 創業期にある幅広い層に対するワンストップでの一貫したサポート体制を整備しています。
- ② 融資手続きにおけるお客様の負担を大幅に軽減しました。
- ③ 両機関で協調融資を行う際には、金利等の融資条件面における優遇措置を創設しています。

いつでも身近でお手伝い～絆～

**東予信用金庫**

本店 営業部: 0897-37-0124    三島支店: 0896-24-5430  
 泉川支店: 0897-43-7161    寒川支店: 0896-25-1287  
 川東支店: 0897-46-1313    西条支店: 0897-55-2920  
 中萩支店: 0897-44-4141    小松支店: 0898-72-2480  
 新居浜駅前支店: 0897-37-8686    喜多川支店: 0897-53-3450

当金庫 審査管理部 TEL:0897-37-1313  
 日本政策金融公庫 新居浜支店 TEL:0897-33-9101

詳しくはお近くの窓口か渉外係までお問い合わせ下さい

— とうしん創業支援ローン —

取扱条件

ご利用いただける方	<p>事業開始から1年以内または新規事業を6ヶ月以内に開始予定であり、次の条件をいずれも満たす法人及び個人事業主のお客様</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業を6ヶ月以内に創業される方(事業開始1年以内も含む)</li> <li>・許認可を要する業種の場合はその許認可を融資実行時までには得られる方</li> <li>・創業する事業が風俗営業等公序良俗に反しない方</li> <li>・過去に著しく信用を失墜させる行為がない方</li> <li>・信用を供与することが不適当な事由(反社会的勢力等)でない方</li> <li>・過去に著しく信用を失墜させる行為及び信用を供与することが不適当な事由に該当する個人が代表者・役員である法人でない方</li> <li>・事業計画書及び当金庫が必要と認めた書類が提出できる方</li> <li>・当金庫の審査基準を満たす方</li> <li>・下記の資料を提出できる方             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 事業計画と実績を検証するための営業実績係数資料(開業後1ヶ年毎)</li> <li>イ) 当金庫が必要と認めた場合の修正計画書</li> </ul> </li> <li>・当金庫の会員資格がある方</li> </ul>	
お使いみち	事業性資金(運転資金・設備資金)	
ご融資限度額	500万円以内(証書貸付)	
ご利用期間	運転資金	7年以内(据置期間は6ヶ月以内)
	設備資金	10年以内(据置期間は6ヶ月以内)
ご融資利率	当金庫所定の融資金利(変動金利:金庫プライムレート連動型) ※日本政策金融公庫との協調融資の場合、0.5%優遇できます	
ご返済方法	毎月元金均等返済方式	
担保	担保は必要ありません	
保証人	法人	代表者
	個人事業主	原則1名
その他	<p>別途手数料が必要です。 お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。 結果によっては、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承願います。</p>	

H29.7.29